

(個人向けの支援)

4. 教育に関すること

項目	事業内容	連絡先
4-1 授業料の減免(県立高等学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、県立高等学校授業料が減免される場合があります。 ※高等学校等就学支援金を受給している場合は、対象となりません。	在籍の県立高校事務室又は教育財務課 ○教育財務課 TEL : 097-506-5423 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-2 高等学校等就学支援金	県立高等学校に通う所得等要件(※)を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。 (※)判定基準 ・令和2年6月分までは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満(年収910万円未満程度) ・令和2年7月分以降は、市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満	在籍の県立高校事務室又は教育財務課 ○教育財務課 TEL : 097-506-5447 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-3 定時制通信制教科書給付	県立高等学校の定時制・通信制課程で学ぶ勤労青少年の経済的負担軽減のために行う教科書等の購入費給付について、給付対象者の要件「有職生徒のうち、当該年度において90日以上勤務実績のある者又は見込まれる者」の勤務実績日数に新型コロナウイルス感染症の影響で勤務できなかった日数を含めることができます。	在籍の県立高校事務室又は高校教育課 ○高校教育課 TEL : 097-506-5601 FAX : 097-506-1796 Email : a31210@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-4 大分県高等学校等奨学金(緊急採用)	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に奨学資金の緊急貸与を行います。	○大分県奨学会 TEL : 097-506-5620 FAX : 097-533-7484 Email : syogaku@po.d-b.ne.jp (平日8:30~17:15) 
4-5 高校生等奨学給付金の対象枠の拡大・申請期間の延長	新型コロナウイルス感染症等の影響で、保護者の失業等により家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯を対象に奨学のための給付金を給付します。また、高校生等奨学給付金の申請書類の提出が期限に間に合わない場合についても柔軟に対応します。	○教育財務課 TEL : 097-506-5447 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15)  ○私学振興・青少年課 TEL : 097-506-3077 FAX : 097-506-1745 Email : a13255@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 

項 目		事業内容	連絡先
4-6	大分県高等学校等奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は1年以内とし、猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。	○大分県奨学会 TEL : 097-506-5620 FAX : 097-533-7484 Email : syogaku@po.d-b.ne.jp (平日8:30~17:15) 
4-7	授業料の減免(私立高等学校)	県内の私立高等学校において、新型コロナウイルス感染症等の影響で、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった生徒について、授業料が減免される場合があります。	各私立高等学校へお問い合わせください。
4-8	授業料等の減免(高等教育機関)	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の学生について、授業料等が減免される場合があります。	各学校へお問い合わせください。
4-9	高等教育の修学支援新制度(家計急変)における授業料等減免及び給付型奨学金	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料等の納付が困難となった世帯の学生について、所得要件を満たす場合は、日本学生支援機構給付型奨学金の給付、入学金及び授業料の減免が受けられます。	各学校へお問い合わせください。
4-10	高等学校等就学支援金(私立高等学校等)	私立高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。	○私学振興・青少年課 TEL : 097-506-3077 FAX : 097-506-1745 Email : a13255@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-11	保育士養成施設修学資金貸付	現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入の減少等により、新たに修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。	○大分県社会福祉協議会 福祉資金部 TEL : 097-515-7771 FAX : 097-515-7772 URL : http://www.oitakensyakyo.jp/ (平日8:30~17:15) 
4-12	Withコロナ・Afterコロナにおける子どもたちの「学びの保障」	大分県教育委員会のホームページに『Withコロナ・Afterコロナにおける子どもたちの「学びの保障」』のページを開設し、「感染症予防」「2020からの新しい授業づくりハンドブック」「家庭学習支援コンテンツ」を掲載することにより、学びの保障に向けた取組を支援します。 ・Withコロナ・Afterコロナにおける子どもたちの「学びの保障」 http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/manabi-covid.html 	市町村立学校に関すること ○義務教育課 TEL : 097-506-5529/5559 県立高校に関すること ○高校教育課 TEL : 097-506-5607 感染症予防に関すること ○体育保健課 TEL : 097-506-5636 (平日8:30~17:15)